

令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 40	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務実態及び制度改定後の養成研修の実態に関する調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、本票では「サービス管理責任者等」という。）の配置状況や業務及び障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等における個別支援計画作成を核とした支援提供に係るマネジメントの実態を把握する調査及びサービス管理責任者等の養成研修の実態に関する調査研究を行い、報告書をまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の業務実態把握は、平成19年度及び平成24年度に養成研修に係る調査に付随して実施されて以降行われておらず、当該調査においても業務実態把握は概略的なものに留まっている。</p> <p>サービスの種別や量が急速に拡大しており、かつ、福祉人材の確保が困難な状況にある中、常勤であり直接処遇に従事することなくサービスマネジメントに専従する職員等の業務実態を把握する必要がある。</p> <p>サービス管理責任者等の養成研修はカリキュラムを見直し、平成31年4月から施行したところであるが、都道府県における実施状況等の実態を把握する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① サービス管理責任者等や管理者等の業務実態及び個別支援計画策定等のサービス提供マネジメントに関する事業所実態の調査。</p> <p>② 調査に基づき、サービス管理責任者等の業務分類コードの案を作成すること。</p> <p>③ サービス管理責任者等の養成研修についての実態把握のための質問紙及びヒアリング調査（研修実施主体である都道府県等及び事業所のサービス管理責任等に対するものを実施すること）</p> <p>④ 検討委員会の設置による検討もしくは有識者への調査設計に関する意見聴取。</p> <p>※ 事業者に対する調査は、①と③を併せた調査としてよいものとし、サービス管理責任者等研修修了者の追跡調査やサービス管理責任者に関する人材確保の状況把握に関する項目を含めること。</p> <p>※調査方法は質問紙調査（Web等活用可）を基本とし、必要に応じインタビュー調査（オンラインの活用可）等の詳細な分析に資する調査を加えること。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>人員・運営基準の検討等の報酬改定の際のエビデンスやサービスの質の評価に関する基礎資料として活用。</p> <p>サービス管理責任者等の養成制度の見直し等の基礎資料として活用。</p>
担当課室/担当者	地域生活支援推進室 相談支援専門官（3043）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 43	ギャンブル等依存症問題の実態調査の実施方法の策定に係る検討
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとの実施が定められている、ギャンブル等依存症問題の実態調査について、どのような手法を用いて、またどのような項目について調査することが妥当であるかについて、海外の同様の調査も踏まえながらその在り方について検討し、手法について指針を策定する。
指定課題を設定する背景・目的	ギャンブル等依存症問題の実態調査は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）の第23条で「政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行う」こととされており、令和3年度に閣議決定により変更されたギャンブル等依存症対策推進基本計画でも、「厚生労働省は、依存症に係る相談、治療及び回復の実態やギャンブル等依存症の疑われる者の状況について、精神保健医療の領域における調査を実施。」することとされているが、特に、ギャンブル等依存症の疑われる者の状況について、どのような手法を用いて調査をすることが適当か定まっておらず、これまで、様々な手法や項目によって調査がなされており、調査結果に連続性が乏しいなど、比較が困難となっている。そのため、あらためて、より適切な調査手法や項目について検討の上で指針を策定し、それに基づいた調査を実施することが求められる。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャンブル依存症を含む同様の実態調査についての国内・海外での事例の収集 ・ 統計学者及び依存症の専門家等で構成される会議体を招集し、上記海外事例も踏まえて、ギャンブル等依存症問題の実態調査の適切な実施方法について検討し、指針として策定する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	令和5年度以降に実施されるギャンブル等依存症問題の実態調査を、本事業で策定された指針に基づき実施する。
担当課室/担当者	精神・障害保健課 依存症対策推進室 依存症対策専門官（3097）

**令和4年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 44	障害支援区分認定調査の実態に関する調査研究
補助基準額	600万円を上限とする。
事業概要	<p>障害者総合支援法に基づく障害支援区分の認定調査は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から臨時的な取扱いがされている。現在行われている認定調査の実態と委託や嘱託の実施状況を調査し、課題の把握と今後の検討に必要な基礎資料を得るため調査研究を実施する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>障害者総合支援法第20条第2項において、障害支援区分の認定調査については、対面方式の面接により調査を行うことと規定しているが、令和3年8月27日付事務連絡により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、対象者が希望してもコロナ禍での面会規制等により認定調査を受けられない場合、一定の要件を満たす場合は認定調査を対面に限らないこととしている。</p> <p>現在行われている認定調査の実態を把握し、対面調査と同等の質を維持するための適切な認定調査の在り方について検討するため、現状の課題を把握し、委託及び嘱託の活用状況等を含めて調査を実施する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>自治体や委託事業者等を対象として認定調査の実施状況について調査を行い、現在行われている認定調査の実態及び課題を把握して、問題点の抽出と分析を行う。また、認定調査の委託及び嘱託の活用方策等を検討するための情報収集を行う。</p> <p>有識者による検討会を設置し、調査結果をもとに議論を行い、今後の方針について意見を取りまとめる。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>現在行われている認定調査の実態と、委託及び嘱託の実施状況を把握して、課題の整理・分析と検討会の意見をまとめた報告書を作成し、今後の認定調査の在り方検討に資する成果物を得る。</p>
担当課室/担当者	精神・障害保健課 障害支援区分係（3007）